

大阪市告示第1216号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年9月4日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変 更 年 月 日
関西みらい 銀行	光善寺駅前 出張所	変 更 前	〒573-0064 枚方市北中振3－20－10－202	令和8年 10月13日
		変 更 後	〒573-0027 枚方市大垣内町2－7－6 （枚方支店内）	
	金剛東出張 所	変 更 前	〒584-0082 富田林市向陽台3－1－1	令和8年 10月19日
		変 更 後	〒584-0093 富田林市本町18－9 （富田林支店内）	

（会計室会計管理担当）